

令和6年9月16日

日本海電業株式会社 行動計画（第6回）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：令和6年10月1日～令和8年9月30日までの2年間

2. 内容

目標1：男性社員の育児休業等取得率を10%以上とする

- ① 令和6年10月～ 代表より育児休業取得を推奨するメッセージを発信
- ② 令和7年4月～ 取得期間を柔軟にし、短期（数日～1ヶ月）でも取得できるように推進する

目標2：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間12日以上とする。

〈対応〉

- ① 各月 毎月ごとに取得状況を取りまとめる
- ② 各年3月～ 会社カレンダーで年間の有給休暇取得促進期間を公表し、取得しやすいようにする